

# 環境影響評価作業における土地環境の重要性について

中部大学 学生会員 松本 圭史  
中部大学 フェロー 植下 協

## 1. まえがき

我が国において、平成9年6月に新しい環境影響評価法が公布され、平成11年6月よりその新しい環境影響評価の制度が施行されている。この新しい環境影響評価法の先取りとして、(財)2005年日本国際博覧会協会が、平成10年4月に2005年日本国際博覧会の「環境影響評価実施計画書」を公表し、平成11年2月にその「環境影響評価準備書」を公表している。

著者らは、これらの資料によって、新しい環境影響評価の在り方を総合的に検討してみたが、合理的で分かりやすい環境影響評価書とするために、先ず、事業を行う地域の土地環境の視点が最重要であるにも拘わらず、その視点が欠如していることなど、多くの改善すべき事項に気づいたので、それらについて述べることにする。

## 2. 環境影響評価実施計画書の内容について

環境影響評価実施計画書には、事業の目的や概要が記載されているが、これから行おうとする事業は、多かれ少なかれ、環境への影響が避けられないことが一般的であるので、それでもその事業を行う意義の方が極めて大きく、持続可能な発展の線に沿った計画であることを最大限に説明し、計画している事業に多くの支持が得られるように記載するべきである。

また、環境影響評価の実実施計画書ではあっても、その時点までの事前調査で調べられていることは、作業の先取りとして遠慮なく用いながら、より良き準備書作成への前段階の情報公開・意見聴取の資料とすべきであると考えている。

## 3. 環境影響評価における環境要素の取り上げ方について

平成9年12月の環境庁告示第87号の別表による環境影響評価の環境要素の取り上げ方は、「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」として「大気環境」(大気質、騒音、振動、悪臭、その他)、「水環境」(水質、底質、地下水、その他)、土壌環境・その他の環境(地形・地質、地盤、土壌、その他)、「生物の多様性の確保および自然環境の体系的保全」として「植物」、「動物」、「生態系」、「人と自然との豊かな触れ合い」として「景観」と「触れ合い活動の場」、「環境への負荷」として「廃棄物等」と「温室効果ガス等」が示されている。このような記載順は、事業を行う人が環境影響評価書を作成するためにも、その環境影響評価書を読む人にとっても、不自然で不合理な記載順となっていることに気づいた。

事業を行う人が環境への影響を配慮しながら、事業計画を立てるときの考え方は、まず、その地域の地形・地質・地盤・地上水・地下水などの現状調査から始まり、それへの物理的影響を考え、その後、化学的影響として、地上水質・底質・地下水質・土壌汚染など、そして大気質への影響などを考えるのが、合理的な考察・記載の順序である。

従って、環境要素の記載順を次のように書き換えると合理的な記述ができると考えている。

土地環境(地形・地質、地盤、土壌、地上水、地下水)

水質環境(地上水質、底質、地下水質、土壌・地盤汚染物質)

大気環境(大気質、騒音、振動、悪臭、その他)

---

キーワード 環境影響評価、環境項目、土地環境

連絡先 (〒487-8501 愛知県春日井市松本町1200、Tel 0568-51-1111, Fax 0568-52-0134)

